

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成30年3月28日

都道府県労働局長 殿



（ふりがな）

一般事業主の氏名又は名称 企業組合 労協ながの

（ふりがな）

（法人の場合）代表者の氏名 代表理事 青木 健



住 所 〒380-0835 長野市南長野新田町1482番地2

電 話 番 号 026-219-1190

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 常時雇用する労働者の数 342 人
 - 〔男性労働者の数 120 人
 - 〔女性労働者の数 222 人
- 2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 平成30年 3月26日
- 3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成30年 4月 1日 ～ 平成32年 3月31日
- 5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法

（ 総務経理部門より目標達成に向けたチラシ等を作成し、回覧する ）
- 6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用（自社のホームページ）/女性活躍・両立支援総合サイト/その他
 - ② その他の公表方法

（ ）
- 7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 - ① インターネットの利用（自社のホームページ）/女性活躍・両立支援総合サイト/その他
 - ② その他の公表方法

（ ）
- 8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
 - （1）基礎項目の状況把握・分析の実施 （ 済 ）
 - （2）選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）

（ ）

一般事業主行動計画の担当部局名	本部・総務経理部
（ふりがな） 担当者の氏名	せんわりじ はらやまさゆき 専務理事 原山政幸

一般事業主行動計画

企業組合 労協ながの
代表理事 青木 健

組合員が出産や育児と仕事を両立することができるよう、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：総合職・一般職を重点に、女性の勤務継続をめざし、働きやすい職場づくりを推進します。

<取組内容>

●平成30年 4月～ 行動計画について、書面・ホームページでの周知をはかります。

●平成30年 5月～

(1) 学習・啓蒙活動

- ・ワークライフバランスの重要性について、パンフを活用して学習します。
- ・働きやすい職場の障害となる事を出し合い、改善に向けた話し合いを行います。
- ・財務システムの機能の活用と、ITCを活用した業務効率の向上をめざします。
- ・業務の分散・協力・効率化の提案など、コミュニケーションを重視し、仕事の抱え込みを防止します。

(2) 人手不足における人材確保

- ・欠員等に対し、労働条件の向上、募集活動の迅速化、魅力ある働き方、働きがいのある職場をPRして人材確保を進めます。

(3) 育児・介護休業の周知・活用

- ・育児・介護休業制度の周知をはかり、休業・復帰という選択肢をとれるよう、周知し、相談やアドバイスにより休業制度の活用を図ります。

目標2：時間外労働を月30時間以内に低減し、家庭と仕事の両立を推進することにより、女性の勤務継続を図ります。

<取組内容>

●平成30年4月～

(1) 時間外労働の具体的削減

- ・ノー残業デー（原則水曜日実施）の再度の周知と徹底をはかります。

- ・ノー残業デーでなくとも、時間外労働を削減する意識を持続できるよう、通常の日でも時間外労働を呼びかけます。

●平成30年10月～

(1) 時間外労働の必要性の確認と検証

- ・やむを得ず時間外労働を行う場合は、職場長の確認の上、限度を決めて行うことを徹底します。
- ・半年ごとの超過労働時間を検証し、特に30時間を1度でも超えている場合には、任務の分散、効率化、人員補強など、具体的な対策を講じます。

*上記の取り組みを毎年繰り返し実施し、目標の達成をめざします。